

### 事例集 (※はお願い事項となります)

①	不適格調書に、不適格条項と基準時が書かれていないことがあります。 (例:平成12年6月1日 令46条および47条)
②	一体増築か分離増築か明確でない場合があります(図面に明確に示されていないため、判断がつかないことがあります)。
③	屋根葺き材の緊結方法が書かれていない場合があります。
④	柱の小径や有効細長比の判定が書かれていないことがあります。(例:柱の小径は43条の表を参照。有効細長比は、横架材間距離Hを柱の見付長さaで割った値が43.3以下であることを確認して頂いても構いません(柱断面が正方形の場合のみ)。) ・柱105角を例にして 有効細長比 $H/\sqrt{I/A} \leq 150$ $\Rightarrow H/\sqrt{((105^4/12)/105^2)} \leq 150$ $\Rightarrow H/105 \leq 43.3 (=150/\sqrt{12})$
⑤	地耐力の記述がないことがあります(例:目視等により調査した結果、既存部分の地盤の沈下、基礎の亀裂等が生じていないことから、地耐力30kN/m <sup>2</sup> 以上と判断する)
⑥	一体増築で申請されていましたが、既存棟と増築棟の接続部分が渡り廊下程度の幅であったため、各棟で壁量と4分割が満足していることを別途確認して頂いたことがあります。
⑦	耐力壁の仕様の記述がないことがあります。構造用合板ならN50@150以下、筋かいなら端部金物仕様(bp-2など)も記入ください(端部金物は、筋かいを軸組に接合するために必要な金物なので、設置する必要があります。義務でなくなったのは柱仕口への金物設置ですので、ご注意ください)
⑧	既存部分に増設した耐力壁は、当初からある壁と区別して書いて頂く方が望ましいです ※。
⑨	壁量計算の見付面積や4分割法の面積の根拠は、図面で容易に確認できるような記述にして頂ければ審査がスムーズになります※。
⑩	確認申請書の第三面18に、基準時、不適格条項、措置の記入がされていないことがあります(「平成12年6月1日 法20条により 令137条の2 第三号イ(延べ面積の1/2以下増築)もしくは第四号(延べ面積の1/20以下かつ50m <sup>2</sup> 以下)」となります)。